資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十二月二十二日

掲載頁　八十九頁（号外第二八七号）

平成二十八年一月五日

大阪市西区立売堀一丁目一三番一三号

東海物流サービス株式会社

代表取締役　秦　勝成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年一月五日

鳥取県鳥取市古海七六八番地七

吉村産業有限会社

取締役　吉村　常夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八五〇〇万円、資本準備金の額を三億二七五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十九日

掲載頁　七十三頁（号外第一四五号）

平成二十八年一月五日

東京都港区北青山二丁目五番一号

極東ロシアガス事業調査株式会社

代表取締役　安田　貴志

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年二月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年一月五日

神奈川県大和市中央林間西三丁目九番一三号

株式会社テクノシステムズ

代表取締役　林　正幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月五日

札幌市中央区北二条西三丁目一番地一二

株式会社常口アトム

代表取締役　星　雅夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月五日

東京都墨田区菊川三丁目一七番三号

野田喜産業株式会社

代表取締役　野田　幹仁

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアミット・シャルマ及び田中秀次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月五日

東京都品川区上大崎三丁目一四番三七号

イーグルオタワアジアリミテッド

日本における代表者

アミット・シャルマ

日本における代表者　田中　秀次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である孫一鳴が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月五日

大阪府枚方市北中振一丁目三五番一四―二〇三号

上海ピジョン歯材株式会社

日本における代表者　孫　一鳴

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区永田北三丁目一九番、最後の住所横浜市南区永田北三丁目一九番二〇号

被相続人　亡　門奈　直子

右被相続人は平成二十七年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

横浜市南区永田北一丁目二〇番一二号

相続財産管理人　本間　育代

限定承認公告

本籍栃木県那須塩原市上厚崎六〇四番地一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　矢野　武子

右被相続人は平成二十七年八月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十七日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地

スカーフ会館九階　市民総合法律事務所

相続財産管理人村田雄紀

未成年後見人弁護士　野澤　哲也

限定承認公告

本籍神奈川県厚木市戸室四丁目一七番、最後の住所神奈川県厚木市緑が丘四丁目五番二四二号

被相続人　亡　小林　留吉

右被相続人は平成二十六年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

石川県白山市中成二丁目二二〇番地ツインボックス三〇一　限定承認者　鈴木　文幸

限定承認公告

本籍広島県尾道市瀬戸田町荻八一六番地、最後の住所兵庫県揖保郡太子町塚森一二五番地一

被相続人　亡　田坂　純二

右被相続人は平成二十七年八月十日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十七日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

大阪府大阪市北区西天満二丁目八番五号

西天満大治ビル五階川口法律事務所

相続財産管理人　清水　純子

代理人弁護士　川口　博夫

限定承認公告

本籍岡山県岡山市南区内尾二四五番地、最後の住所岡山市北区学南町三丁目六番二一号

ニューシティ学南一〇二

被相続人　亡　山下　敏幸

右被相続人は平成二十七年九月二十五日頃死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

岡山市北区蕃山町三―七両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所

限定承認者山下圭子

成年後見人　森　智幸

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年九月十五日（号外第二百十一号）公布農林水産省令第七十号（農林水産省組織規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一二	下	一一（終りから）	第三百二十七条第三百二十六条	第三百二十七条から第三百八十五条まで　削除

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月五日付第二号三二ページ　ジ●同日付政府調達第二号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）